

労働力調査 調査票の変更点について（新旧対照表）（案）

【基礎調査票】

	変更案	現 行	変更理由								
1	<p>㊸ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> 今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください 労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づく人をいいます 上記以外の「派遣されている人（パートの派遣店員など）」は「派遣元の事業所における呼称について記入してください」 <p>㊹ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回当たりの雇用契約期間とは、現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます 期間がわからないとは、雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます 	<p>「基礎調査票」</p> <p>㊸ 従業上の地位</p> <ul style="list-style-type: none"> 常雇の人（無期の契約）とは、雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます (定年までの場合は、無期の契約とします) 常雇の人（有期の契約）とは、雇用契約期間が1年超の人をいいます 臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます 日雇の人とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます 自営業主とは、個人経営の商店主や農家主などをいいます 内職とは、自宅での賃仕事をいいます <p>㊹ 勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> 今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください 	<p>諮問第39号の答申（平成24年1月20日）における今後の課題に対応するため、「従業上の地位」を把握する調査事項の雇用契約期間の定めの有無の選択肢に、定めがあるか「わからない」及び雇用契約期間の選択肢に「期間がわからない」を追加する。</p> <p>また、より詳細な雇用契約期間を把握するため、調査事項及び選択肢を平成29年就業構造基本調査の1回当たりの雇用契約期間を把握する調査事項に合わせる。</p>								
2	<p>㊻ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか</p>	<p>「特定調査票」</p> <p>C4 この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか</p> <table border="1"> <tr> <td>この1か月にした</td> <td>この1か月にはしなかったがこの1年間にした</td> <td>この1年間には全くしなかった</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	この1か月にした	この1か月にはしなかったがこの1年間にした	この1年間には全くしなかった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>従来の定義で把握している完全失業者に加えて、2013年ILO決議に対応した新定義の失業者について、季節調整値による時系列比較等が可能となった際に毎月公表できるようにするため、新定義の失業者の要件となる「求職活動時期」の設問を、特定調査票から基礎調査票へ移動する。</p>		
この1か月にした	この1か月にはしなかったがこの1年間にした	この1年間には全くしなかった									
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
3	<p>㊼ 今仕事があれば、すぐつくことができますか</p>	<p>「特定調査票」</p> <p>C5 今仕事があれば、すぐつくことができますか</p> <table border="1"> <tr> <td>すぐつくことができる</td> <td>すぐではないが2週間以内につくことができる</td> <td>すぐではないが2週間より後につくことができる</td> <td>つくことができない・わからない</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	すぐつくことができる	すぐではないが2週間以内につくことができる	すぐではないが2週間より後につくことができる	つくことができない・わからない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>上記2と同様に、新定義の失業者の要件となる「就業可能時期」の設問を、特定調査票から基礎調査票へ移動する。</p> <p>（設問㊻で「この1か月にした」及び設問㊼で「すぐつくことができる」と回答した者について、設問㊽並びに設問㊾を調査する。</p>
すぐつくことができる	すぐではないが2週間以内につくことができる	すぐではないが2週間より後につくことができる	つくことができない・わからない								
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								

【特定調査票】

変更案		現 行	変更理由
4	(新規追加) A6 今の仕事の就業時間を増やしたり新しく仕事を追加することができますか <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> できる <input type="radio"/> できない <input type="radio"/> </div>		2013年ILO決議に対応した「追加就労希望者」を新たに把握するため、「就業時間の延長や仕事の追加」の設問を追加する。
5	(削除)	「特定調査票」 B3 この1か月に仕事を探したり開業の準備をしましたか <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> この1週間にした <input type="radio"/> この1週間にはしなかったがこの1か月にした <input type="radio"/> この1か月には全くしなかった <input type="radio"/> </div>	新定義の失業者は、基礎調査票の設問⑤の月末1週間の就業状態で「仕事を探していた」と回答した者及び同設問で「通学」、「家事」、「その他」と回答した者のうち、設問⑬の求職活動の時期で「この1か月にした」及び設問⑭で「すぐつくことができる」と回答した者となる。 これらの失業者に、特定調査票で求職活動の時期を調査した場合、調査事項の重複となるため、設問を削除する。